

各特別支援学校長 殿

特別支援教育課長

令和 2 年度県立特別支援学校における教育活動の再開等について（通知）

標記のことについて、国のガイドラインが示されたことを踏まえ、幼児児童生徒の障がいの状況に十分配慮しながら、令和 2 年度における教育活動を令和 2 年 4 月 8 日（水）から一週間程度を目処に準備が整った学校から再開することとしたので通知します。

については、各学校において、国のガイドラインに則り、手洗いや咳エチケット等の万全の感染症対策を講じた上で下記事項に十分留意し、新学期を始める準備を進めるよう願います。

なお、国の動向及び今後の県内での感染状況の変化に応じ、学校の教育活動の在り方については、変更となる場合があることを申し添えます。

記

- 1 学校教育活動において、ガイドラインに示された集団感染のリスクを高める 3 つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避すること。  
特に、授業をはじめとする学校の教育活動にあっては、①換気の徹底（締め切った状態での教育活動を避ける）、②近距離での会話や発声等の際の可能な限りのマスクの使用等の対策を講じること。
- 2 入学式については、卒業式の対応に準じ、最小の参加者で短時間に実施すること。各学部の入学生とその保護者、教職員のみ参加とし、在校生及び来賓は参加させないこと。
- 3 スクールバスについては感染リスクを下げるため、間隔を空けた座席配置、車内の換気等の対策を徹底し運行すること。乗車人数が限られるため、学校の実情に応じて、保護者送迎を要請すること。
- 4 学校教育活動の再開に当たっては、感染リスクを下げるために、空き教室の利用や分散登校等の密集状態を避ける工夫をした上で実施すること。
- 5 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒の登校については、罹患した際には重症化するリスクが高いことを十分に保護者に説明し、主治医等への相談の状況を踏まえ、保護者と十分に協議した上で慎重に判断すること。
- 6 臨時休業が長期に渡ったことから、学校再開後の幼児児童生徒の健康状態などを観察・把握し、健康相談等の実施や、SC や SSW 等の専門スタッフも活用した適切な支援を行うこと。
- 7 感染症は誰にでも起こりうることを踏まえ、誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながる偏見や差別が生じないように指導すること。
- 8 再開後も当分の間は土日及び祝日の不要不急の外出を控えるよう、指導すること。

問合せ先

特別支援教育課 企画・整備班 指導主事兼主幹 三原 彰夫 電話：097-506-5545
--